

主催：日本弁護士連合会
共催：兵庫県弁護士会

障害者差別解消法に関する研修 (キャラバン)

障害者差別解消法の改正により、弁護士及び弁護士会は、事業者として、障がいのある人に対する合理的配慮を行う法的義務を負うこととなります。

また兵庫県弁護士会では、2023年1月から「障害者なんでもADR」を開始しました。事業者でもある弁護士会として障害者差別解消法に対応するための取組を考える機会とします。是非ご参加ください。

開催方法：兵庫県弁護士会館講堂／Zoomウェビナーによる配信

対象：弁護士
自治体関係者
福祉関係者

日時 ▶▶▶ **1月30日(月) 17:00～19:30**
お申込 ▶▶▶ 1月26日(木)までに以下の
フォームからご登録ください。
※手話通訳・要約筆記あり



<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/sskchygomo/0130/>

●研修① 「合理的配慮とは？～建設的対話の必要性～」

●研修② 「障害者差別解消法について～昨年の法改正と日本への総括所見を踏まえて～」

●意見交換会 「障害者差別解消法分野における弁護士会ADRの活用」

講師：玉木 幸則 氏(一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事)

國府 朋江(日弁連高齢者・障害者権利支援センター幹事／福岡県弁護士会)

※申込状況等によっては、申込締切前に募集を締め切る場合がございます。

また都合により、内容が変更となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

※ご参加方法は、開催日が近づきましたら、お申込みされた方宛てメールにてご案内いたします。

【個人情報の取扱について】ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本イベントの運営のために利用します。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないよう統計情報として公表することができます。

お問い合わせ先：日弁連人権第二課 TEL 03-3580-9848／ FAX 03-3580-2896